

28 消安第 3636 号  
平成 28 年 12 月 8 日

一般社団法人 日本青果物輸出入安全推進協会  
会長 守谷 潤一 殿

農林水産省消費・安全局長



コロンビア産イエローピタヤ生果実に関する植物検疫実施細則の一部  
改正について



日頃から我が国の植物検疫に御理解と御協力を頂き、感謝申し上げます。

今般、「コロンビア産イエローピタヤの生果実に関する植物検疫実施細則」（平成11年4月15日付け11農産第1359号農産園芸局長通達）の一部について、別紙のとおり改正したのでお知らせします。

ついては、このことについて、貴協会関係者への通知方お願いします。

(別紙)

「コロナ産イエローピータヤ生果実に関する植物検疫実施細則」(平成11年4月15日付け11農産第1359号農産園芸局長通達) 一部改正新旧対照表  
(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>5 表示 告示7の表示は、次の様式によるものとし、<u>こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大ききさで行われるもの</u>とされている。</p> 	<p>5 表示 告示7の輸出植物検疫終了の表示は次の(1)の様式、仕向地の表示は次の(2)の字句によるものとし、<u>こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大ききさで行うもの</u>とされている。</p> <p>(1) 輸出植物検疫終了の表示</p>  <p>(2) 仕向地の表示</p> <p>ア FOR JAPAN</p> <p>イ 日本向け</p>

## コロンビア産イエローピタヤ生果実に関する植物検疫実施細則

平成 11 年 4 月 15 日 11 農産第 1359 号

農産園芸局長通達

改正：平成 28 年 12 月 8 日 28 消安第 3636 号

消費・安全局長通達

植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）別表 2 の付表第 35 のコロンビア産イエローピタヤの生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、「コロンビア共和国産イエローピタヤの生果実に係る農林水産大臣が定める基準」（平成 11 年 4 月 15 日農林水産省告示第 581 号。以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。

### 1 蒸熱処理施設

告示 4 の蒸熱処理施設は、次の条件を満たすものとされている。

- (1) 自動温湿度記録装置が設備されていること。
- (2) 自動温湿度記録装置の温度計は、積み上げられた生果実の上部、中部及び下部の生果実の中心部の温度（ただし、同一蒸熱処理施設内に複数の差圧ユニットを有する場合は、それぞれのユニットの生果実の中心部の温度。以下同じ。）並びに蒸熱処理施設内の空間温度を測定できるものであること。
- (3) 自動温湿度記録装置の湿度計は、蒸熱処理施設内の空間湿度を測定できるものであること。

### 2 こん包及びこん包場所

#### (1) こん包

告示 6 の (1) のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの方法によるものとされている。

- ア 生果実をこん包に収納する前に包装材料（通気孔を設ける場合は、孔の直径が 1.6 ミリメートル以下のものに限る。）で包み込んでいること。
- イ 通気孔に網（孔の直径が 1.6 ミリメートル以下のものに限る。以下同じ。）が張られているこん包を使用すること。
- ウ こん包又は束ねたこん包全体を網で覆うこと。

#### (2) こん包場所

告示 6 の (2) のこん包場所は、次の条件を満たすものとされている。

- ア 蒸熱処理施設に接続して設置されており、窓等の開口部にはすべて網が張られている等、チチュウカイミバエの侵入を防止するための設備があること。
- イ 消毒済み生果実の専用のこん包場所であること。
- ウ 毎年使用開始前に内部が殺虫剤で消毒されており、さらに必要に応じ消毒が行われること。

### 3 蒸熱処理施設及びこん包場所の調査

植物防疫官は、告示4の蒸熱処理施設及び告示6の(2)のこん包場所について、それぞれ1及び2の(2)の条件を満たすものであることを確認するため、原則として1年に1回以上コロンビア植物防疫機関が行う日本向け生果実の蒸熱処理施設及びこん包場所の指定のための調査に同行し、調査が的確に行われていることを確認するものとする。

### 4 検査及び消毒の実施の確認

#### (1) 消毒の実施の確認

植物防疫官は、告示5の消毒の実施の確認について、次により、原則として1年に1回以上コロンビア植物防疫機関と共同して行うものとする。

ア 蒸熱処理施設において、生果実の中心部の温度が飽和蒸気により摂氏46.0度に達した後、その温度以上で20分間保持されたことを確認すること。

イ 生果実の中心部の温度の測定点が正確であったことを確認すること。

ウ コロンビア植物防疫機関が記録した告示4の消毒の実施記録を確認し、消毒が的確に実施されたことを確認すること。

#### (2) 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示5の検査の実施の確認について、次により、原則として1年に1回以上コロンビア植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。

ア 生果実のこん包数の5パーセント以上について、検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエがないことを確認すること。

イ コロンビア植物防疫機関が記録した検査の記録を確認し、検査において検疫有害動植物、特にチチュウカイミバエがなかったことを確認すること。

(3) (1)の確認の結果、消毒が的確に実施されていないと判断されたとき又は(2)の確認の結果、チチュウカイミバエが発見されたときは、その原因についてコロンビア植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の輸出を停止するものとされている。

### 5 表示

告示7の表示は、次の様式によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。



### 6 輸入検査

(1) 植物防疫官は、輸入港において、輸入された生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して輸入検査を行うものとする。

(2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示6の(3)の封印が

なされていない場合、告示7の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開ひされている場合には、当該生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。

(3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手續及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。

(4) 植物防疫官は、チチュウカイミバエが発見された場合は、次の措置を講ずるものとする。

ア チチュウカイミバエが発見された荷口全量の廃棄又は返送を指示すること。

イ チチュウカイミバエが付着した原因についてコロンビア植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。